# 京都大学カヌー部 OB・OG 会規約

#### 第1章 総則

- 第1条 本会は京都大学カヌー部 OB・OG 会と称する。
- 第2条 本会は京都大学カヌー部 OB・OG を中核として、会員相互の親睦を図り、母校カヌー部 の向上発展に資することを目的とする。
- 第3条 本会の目的を達するため次の事業を行う。
  - 1. 会誌河奴(かやっこ)の発刊
  - 2. 母校京都大学体育会カヌー部の後援
  - 3. その他
- 第4条 本会は本部を京都大学体育会カヌー部内におき、必要に応じて各地に支部をおく。

## 第2章 会員及び役員

- 第5条 本会の会員は次のものとする。
  - 1. 京都大学体育会カヌー部 OB・OG
  - 2. 会員の推薦があるものは、総会の承認を得て、会員となることができる。
- 第6条 本会に次の役員を置く。
  - 1. 会長(1名)
  - 2. 副会長(1名)
  - 3. 幹事(若干名)
  - 4. 会計 (2名)
- 第7条 役員の任期は5年とし通常総会にて選出する。
- 第8条 幹事若干名中2名及び会計2名中1名は京都大学体育会カヌー部員より選出する。

#### 第3章 総会 幹事会 常任幹事会

- 第9条 総会は通常総会及び臨時総会とする。総会の審議と決議はメールによる審議と決議に換えることができる。
- 第10条 幹事は幹事会を組織し、会務の協議に参加し、その決議に当る。
- 第 11 条 幹事中より常任幹事若干名を選出し、常任幹事会を構成する。常任幹事会は本規約に於ける総会の決議事項をのぞき会務一切を処理する。

#### 第4章 会計

- 第12条 本会の会員は、普通会費を納入しなければならない。
- 第13条 普通会費の額、徴収時期、納入の方法、その他必要な事項は、総会に於いて定める。
- 第14条 本会の会計年度は1年とし、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第15条 会計報告は通常総会に於て行う。

### 第5章 附則

- 第16条 本会員は、住所に変更が生じた時に遅滞なく、本部に届けねばならない。
- 第17条 本規約の改正は、総会の決議によって行う。